四　申請に係る意思の決定を証する書類
五　役員の氏名及び略歴を記載した書類
六　現に行つている業務の概要を記載した書類
七　道路交通管理業務の実施に関する計画を記載した書類
八　申請者が法第四十八条の四十七各号に該当しない旨を誓約する書面
九　その他参考となる事項を記載した書類

（名称等の変更の届出）

第二十四条　指定登録確認機関は、法第四十八条の四十八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定登録確認機関の名称若しくは住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所の所在地
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

（国土交通大臣による登録等事務の引継ぎ）

第二十五条　国土交通大臣は、法第四十八条の五十第二項に規定する場合及び法第四十八条の五十八第一項の規定により行つている登録等事務を行わないこととする場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　登録等事務を指定登録確認機関に引き継ぐこと。
二　登録等事務に関する書類（電磁的記録を含む。）を指定登録確認機関に引き継ぐこと。
三　その他国土交通大臣が必要と認める事項

（登録等事務規程の認可の申請等）

第二十六条　指定登録確認機関は、法第四十八条の五十二第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録等事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2　指定登録確認機関は、法第四十八条の五十二第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

（登録等事務規程の記載事項）

第二十七条　法第四十八条の五十二条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録等事務を行う時間及び休日に関する事項
二　登録等事務を行う事務所に関する事項
三　登録等事務の実施体制に関する事項
四　登録等事務の実施の方法に関する事項
五　手数料の収納の方法に関する事項
六　登録等事務に関する秘密の保持に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）